



労働時間・拘束時間・ 睡眠時間を見直せ！

ダイヤ改正に伴う行路・交番の見直しを求めて団交を申し入れる

会社は3月ダイヤ改正に伴う新しい行路・交番を明らかにしましたが、「乗務という列車の安全運行に直接関与する特性を持ち、乗務労働に伴う心身の疲労など運転事故防止についても考慮する」という乗務員勤務制度の趣旨を逸脱した過酷な内容であることが明らかになりました。地本は1月21日、行路・交番の見直し・改善を求めて団体交渉の開催を申し入れました。

申し入れの主な内容

- ◎ 休日が一日の在宅休養時間を多く確保するため行路順序を見直すこと。
- ◎ 一勤務の制限について、「一勤務の労働時間は、16時間を限度とする。ただし、深夜帯の乗務時間が2時間以上を含む場合は、14時間を限度とする。」と乗務割交番作成規程に記載されている。会社は、「この制限によらないことがある」としてこの制限を無視した行路を多数作成している。すべての行路の労働時間は、16時間を限度とし、深夜帯の乗務時間が2時間以上を含む場合は、14時間を限度とするように見直すこと。
- ◎ 拘束時間24時間を超える行路が異常に多くなっている。すべての行路の拘束時間を24時間以内に変更すること。
- ◎ 日勤の2行路からなるいわゆる居流し行路の2日目退出時刻は17時以前とするよう見直すこと。
- ◎ 睡眠時間について、会社は「睡眠時間は概ね5時間を目安としてとり得るよう配慮する」と主張しているが実際そうはなっていない。5時間を確保するため出先の労働外時間を6時間30分確保していない行路は見直すこと。
- ◎ 食事時間（労働外時間）について、概ね40分を確保するとしているが、多くの行路で下回っているの見直すこと。